

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和3年 6月29日

独立行政法人水資源機構
筑後川上流総合管理所長 杉尾 俊治

1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、両筑平野用水事業で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

2. 参考見積書提出者の資格

- (1) 水資源機構における令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 当機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、筑後川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は次により提出してください。

- (1) 参考見積書は作業項目毎に必要な作業員（技術者）の人数等を記載して提出してください。
なお、参考見積書の様式は別紙見積様式を参考に作成してください。
- (2) 提出期間 令和3年 7月 1日（木）から令和3年 7月21日（水）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までを除く）
- (3) 提出先
独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所 所長 杉尾 俊治 宛
【担当】総務課 久保 和也
〒838-0012
福岡県朝倉市江川 1660-67
TEL (0946)25-0113 FAX (0946)25-1455
- (4) 提出方法
参考見積書は郵送又は FAX（いずれの場合であっても社印があること）により提出するものとします。

4. 参考見積内容

(1) 基本条件

歩掛参考見積の歩掛は、両筑平野用水施設における施設保全計画書の更新等を行うことについて、実績等に基づくものを参考に積み上げた標準的な歩掛とします。

(2) 業務目的

両筑平野用水施設におけるストックマネジメントに係る機能診断結果を参考に、過去に策定された機能保全計画書の更新を行うものである。

(3) 作業項目・作業内容

作業項目・作業内容の詳細については、別紙見積仕様書のとおりとします。

(4) 業務費の構成と歩掛見積徴取範囲

①本歩掛参考見積に適用する業務費の構成は、国土交通省が別に制定する「設計業務等標準積算基準書」（以下「基準書」と言う）に準じるものとします。

②歩掛参考見積の募集範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、上記「(3)作業項目・作業内容」を実施するために必要な技術者の人数等を徴取します。

(5) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和３年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

5. 募集要領に対する質問

この依頼書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

(1) 提出期間：令和３年 ７月 １日（木）から令和３年 ７月 ７日（水）まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時００分から１７時００分まで（１２時００分から１３時００分までを除く）

(2) 提出場所：３．（３）に同じ

(3) 提出方法：３．（４）に同じ

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

(1) 閲覧期間：令和３年 ７月 9 日（金）から令和３年 ７月 21 日（水）まで

(2) 閲覧方法：本募集要領を掲載したホームページを確認願います。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. ヒアリング

提出して頂いた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. 問い合わせ先

３．（３）の提出先に同じ。

10. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

別紙見積様式

ストックマネジメント保全計画策定 見積様式

1. 計画準備

1 式当り

作業項目	技師長 (人)	主任 技師 (人)	技師 A (人)	技師 B (人)	技師 C (人)	技術員 (人)
計画準備						

※構造物数などにより補正を行う必要がある場合は、補正項目毎に補正率を記載してください。（記載方法自由）

2. 機能保全計画策定（コンクリート構造物）

2-1 機能保全計画策定（コンクリート構造物・点的構造物）

1 施設当り

作業項目	技師長 (人)	主任 技師 (人)	技師 A (人)	技師 B (人)	技師 C (人)	技術員 (人)
現地踏査						
性能低下予測						
管理水準の設定						
機能保全対策の検討						
機能保全コストの算定						
機能保全計画の策定						
施設監視計画の作成						
報告書作成						

※機能保全対策の検討において必要となる簡易な水理検討及び構造検討に係わる費用を含むものとする。また、機能保全コストの算定において必要な数量計算及び設計図面作成などの費用も含むものとする。

※構造区分、延長、断面などに応じて補正を行う必要がある場合は、補正項目毎に補正率を記載してください。（記載方法自由）

2-2 機能保全計画策定（コンクリート構造物・線の構造物）

10km 当り

作業項目	技師長 (人)	主任 技師 (人)	技師A (人)	技師B (人)	技師C (人)	技術員 (人)
現地踏査						
性能低下予測						
管理水準の設定						
機能保全対策の検討						
機能保全コストの算定						
機能保全計画の策定						
施設監視計画の作成						
報告書作成						

※機能保全対策の検討において必要となる簡易な水理検討及び構造検討に係わる費用を含むものとする。また、機能保全コストの算定において必要な数量計算及び設計図面作成などの費用も含むものとする。

※構造区分、延長、断面などに応じて補正を行う必要がある場合は、補正項目毎に補正率を記載してください。（記載方法自由）

3. 機能保全計画策定（パイプライン）

10km 当り

作業項目	技師長 (人)	主任 技師 (人)	技師A (人)	技師B (人)	技師C (人)	技術員 (人)
現地踏査						
性能低下予測						
管理水準の設定						
機能保全対策の検討						
機能保全コストの算定						
機能保全計画の策定						
施設監視計画の作成						
報告書作成						

※機能保全対策の検討において必要となる簡易な水理検討及び構造検討に係わる費用を含むものとする。また、機能保全コストの算定において必要な数量計算及び設計図面作成などの費用も含むものとする。

※管種、延長、断面などに応じて補正を行う必要がある場合は、補正項目毎に補正率を記載してください。（記載方法自由）

4. 機能保全計画書作成（コンクリートダム）

1 施設当り

作業項目	技師長 (人)	主任 技師 (人)	技師A (人)	技師B (人)	技師C (人)	技術員 (人)
機能保全計画書作成						
施設監視計画の作成						
報告書作成						

※施設数、規模などに応じて補正を行う必要がある場合は、補正項目毎に補正率を記載してください。（記載方法自由）

5. 機能保全計画書修正（コンクリート構造物）

5-1 機能保全計画書修正（コンクリート構造物・点的構造物）

1 施設当り

作業項目	技師長 (人)	主任 技師 (人)	技師A (人)	技師B (人)	技師C (人)	技術員 (人)
機能保全計画の修正						
報告書作成						

※構造区分、延長、断面などに応じて補正を行う必要がある場合は、補正項目毎に補正率を記載してください。（記載方法自由）

5-2 機能保全計画書修正（コンクリート構造物・線的構造物）

10km 当り

作業項目	技師長 (人)	主任 技師 (人)	技師A (人)	技師B (人)	技師C (人)	技術員 (人)
機能保全計画の修正						
報告書作成						

※構造区分、延長、断面などに応じて補正を行う必要がある場合は、補正項目毎に補正率を記載してください。（記載方法自由）

6. 機能保全計画書修正（パイプライン）

10km 当り

作業項目	技師長 (人)	主任 技師 (人)	技師A (人)	技師B (人)	技師C (人)	技術員 (人)
機能保全計画の修正						
報告書作成						

※管種、延長、断面などに応じて補正を行う必要がある場合は、補正項目毎に補正率を記載してください。（記載方法自由）

7. 施設重要度評価の検討（コンクリート構造物）

7-1 施設重要度評価の検討（コンクリート構造物・点的構造物）

1 施設当り

作業項目	技師長 (人)	主任 技師 (人)	技師A (人)	技師B (人)	技師C (人)	技術員 (人)
施設重要度評価の検討						
報告書作成						

※構造区分、施設数などに応じて補正を行う必要がある場合は、補正項目毎に補正率を記載してください。（記載方法自由）

7-2 施設重要度評価の検討（コンクリート構造物・線的構造物）

10km 当り

作業項目	技師長 (人)	主任 技師 (人)	技師A (人)	技師B (人)	技師C (人)	技術員 (人)
施設重要度評価の検討						
報告書作成						

※構造区分、延長などに応じて補正を行う必要がある場合は、補正項目毎に補正率を記載してください。（記載方法自由）

8. 施設重要度評価の検討 [パイプライン]

10km 当り

作業項目	技師長 (人)	主任 技師 (人)	技師 A (人)	技師 B (人)	技師 C (人)	技術員 (人)
施設重要度評価の検討						
報告書作成						

※延長などに応じて補正を行う必要がある場合は、補正項目毎に補正率を記載してください。(記載方法自由)

9. 施設のグルーピングの検討 (コンクリート構造物)

9-1 施設のグルーピングの検討 (コンクリート構造物・点的構造物)

1 施設当り

作業項目	技師長 (人)	主任 技師 (人)	技師 A (人)	技師 B (人)	技師 C (人)	技術員 (人)
施設のグルーピングの検討						
報告書作成						

※構造区分、施設数などに応じて補正を行う必要がある場合は、補正項目毎に補正率を記載してください。(記載方法自由)

9-2 施設のグルーピングの検討 (コンクリート構造物・線的構造物)

10km 当り

作業項目	技師長 (人)	主任 技師 (人)	技師 A (人)	技師 B (人)	技師 C (人)	技術員 (人)
施設のグルーピングの検討						
報告書作成						

※構造区分、延長などに応じて補正を行う必要がある場合は、補正項目毎に補正率を記載してください。(記載方法自由)

10. 施設のグルーピングの検討 [パイプライン]

10km 当り

作業項目	技師長 (人)	主任 技師 (人)	技師A (人)	技師B (人)	技師C (人)	技術員 (人)
施設のグルーピングの検討						
報告書作成						

※延長などに応じて補正を行う必要がある場合は、補正項目毎に補正率を記載してください。(記載方法自由)

見 積 仕 様 書

令和3年6月

独立行政法人水資源機構

筑後川上流総合管理所

第1章 総則

1. 業務目的

両筑平野用水施設におけるストックマネジメントに係る機能診断結果を参考に、過去に策定された機能保全計画書の更新を行うものである。

2. 見積もりの前提条件（貸与資料）

以下の貸与資料を受けた前提として見積りを行うものとする。

- (1) 施設の管理用図面
- (2) 過年度までのストックマネジメントに関する調査報告書（コンクリートダム除く）
 - ・平成20年度右岸取付水路内面調査等業務
 - ・平成23年度三奈木導水路他機能診断業務
 - ・平成28年度両筑平野用水施設機能診断調査業務
 - ・平成29年度両筑平野用水施設機能保全計画更新等業務
 - ・令和2年度両筑平野用水施設機能診断等業務
- (3) 両筑平野用水施設機能保全計画書（平成30年3月）
- (4) 江川ダムの維持管理に関する資料
- (5) その他調査職員が必要と認める資料

3. 準拠基準

- (1) 水路工設計指針：独立行政法人水資源機構
- (2) 農業水利施設の機能保全の手引き（平成27年5月）
- (3) 農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」（平成28年8月）
- (4) 農業水利施設の機能保全の手引き「水路トンネル」（平成28年8月）
- (5) 農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」（平成28年8月）
- (6) 農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」（平成28年8月）

4. 用語の定義

本仕様で規定する用語は次のとおり定義する。

- ・線的構造物：開水路、暗渠・サイホン、トンネル
- ・点的構造物：頭首工、水位調整施設

第2章 業務内容

1. 計画準備

貸与資料の把握、必要に応じて資料収集等を行うとともに、業務内容を十分検討したうえで、業務計画を立案するものとするものとする。

2. 機能保全計画策定〔コンクリート構造物（線的構造物又は点的構造物）〕

2-1 現地踏査

貸与資料に基づき現地踏査を行い、施設機能保全計画を策定するために現況施設の

状況及びその周辺状況を把握し整理するものとする。

2-2 性能低下予測

性能低下要因推定結果、健全度判定結果等を踏まえつつ、性能管理指標を選定し、準拠基準に基づき性能低下予測を行うものとする。なお、予測にあたっては、貸与資料の類似構造物の成果なども参考にするものとする。

2-3 管理水準の設定

性能低下予測結果に基づき、構造の安全率、施設の重要度及び経済性を踏まえつつ、施設の管理水準を設定するものとする。なお、設定にあたっては、貸与資料の類似構造物の成果なども参考にするものとする。

2-4 機能保全対策の検討

施設毎に現地状況に適合する対策工法を複数選定し、選定された対策工法に実施時期及び範囲を組み合わせた対策シナリオを複数作成するものとする。なお、機能保全対策の検討にあたり必要となる簡易な水理検討及び構造検討を含むものとする。また、対策シナリオ作成にあたっては、貸与資料の類似構造物の成果なども参考にするものとする。

2-5 機能保全コストの算定

上記 2-5 で作成した対策シナリオ毎に機能保全コストを算定し、比較するものとする。なお、コスト算定のために必要な数量計算及び設計図面作成などを含むものとする。また、算定にあたっては、貸与資料の類似構造物の成果なども参考にするものとする。

2-6 機能保全計画の策定

機能保全コストを最小とすることを基本としたうえで、施設重要度を踏まえリスク、環境との調和、維持管理の容易さ等を総合的に検討し、機能保全計画を策定するものとする。なお、策定にあたっては、貸与資料の類似構造物の成果なども参考にするものとする。

2-7 施設監視計画の作成

経年的に劣化状況などを把握するための施設監視計画を作成するものとする。なお、当該計画作成にあたっては、施設健全度、重要度、性能低下予測及び調査費用の平準化等を考慮するものとする。

2-8 報告書作成

検討成果に基づき施設機能保全計画書及び報告書を作成するものとする。

3. 機能保全計画策定 [パイプライン]

3-1 計画準備

貸与資料の把握、必要に応じて資料収集等を行うとともに、業務内容を十分検討したうえで、業務計画を立案するものとするものとする。

3-2 現地踏査

貸与資料に基づき現地踏査を行い、施設機能保全計画策定のために現況施設の状況及びその周辺状況を把握し整理するものとする。

3-3 性能低下予測

性能低下要因推定結果、健全度判定結果等を踏まえつつ、性能管理指標を選定し、準拠基準に基づき性能低下予測を行うものとする。なお、予測にあたっては、貸与資料の類似構造物の成果なども参考にするものとする。

3-4 管理水準の設定

性能低下予測結果に基づき、構造の安全率、施設の重要度及び経済性を踏まえつつ、施設の管理水準を設定するものとする。なお、設定にあたっては、貸与資料の類似構造物の成果なども参考にするものとする。

3-5 機能保全対策の検討

施設毎に現地状況に適合する対策工法を複数選定し、選定された対策工法に実施時期及び範囲を組み合わせた対策シナリオを複数作成するものとする。なお、機能保全対策の検討にあたり必要となる簡易な水理検討及び構造検討を含むものとする。また、対策シナリオ作成にあたっては、貸与資料の類似構造物の成果なども参考にするものとする。

3-6 機能保全コストの算定

上記 2-5 で作成した対策シナリオ毎に機能保全コストを算定し、比較するものとする。なお、コスト算定のために必要な数量計算及び設計図面作成などを含むものとする。また、算定にあたっては、貸与資料の類似構造物の成果なども参考にするものとする。

3-7 機能保全計画の策定

機能保全コストを最小とすることを基本としたうえで、施設重要度を踏まえリスク、環境との調和、維持管理の容易さ等を総合的に検討し、機能保全計画を策定するものとする。なお、策定にあたっては、貸与資料の類似構造物の成果なども参考にするものとする。

3-8 施設監視計画の作成

経年的に劣化状況などを把握するための施設監視計画を作成するものとする。なお、当該計画作成にあたっては、施設健全度、重要度、性能低下予測及び調査費用の平準化等を考慮するものとする。

3-9 報告書作成

検討成果に基づき施設機能保全計画書及び報告書を作成するものとする。

4. 機能保全計画書作成（コンクリートダム）

4-1 機能保全計画書作成

貸与資料等を用いて機能保全計画書を作成するものとし、作成内容については、次のとおりとする。機能保全計画書の様式については調査職員が指示するものとする。

- ・総括表（施設現況調査、施設機能診断調査、施設機能診断評価の概要）
- ・施設現況調査（地区概要、施設諸元、施設調書、管理状況及び課題）
- ・施設機能診断調査（施設機能診断調査、施設機能診断評価）

4-2 施設監視計画の作成

経年的に劣化状況などを把握するための施設監視計画を作成するものとする。なお、

当該計画作成にあたっては、施設健全度、重要度、性能低下予測及び調査費用の平準化等を考慮するものとする。

4-3 報告書作成

検討成果に基づき報告書を作成するものとする。

5. 機能保全計画修正 [コンクリート構造物（線的構造物又は点的構造物）]

5-1 機能保全計画の修正

- (1) 貸与資料に示す施設機能保全計画書において設定された対策工法及び対策シナリオに基づき算定されている機能保全コストについて、調査職員が指示する計画開始年及び単価適用年月で施工単価等の見直しを行い、再算定を行うものとする。また、機能保全コスト再算定により貸与資料に示す機能保全計画に変更が生じた場合には必要に応じて修正を行うものとする。
- (2) 貸与資料に示す施設機能保全計画書に記載されている施設監視計画について、施設健全度、重要度、性能低下予測及び調査費用の平準化等の観点から検討し、その内容に基づき施設監視計画の修正を行うものとする。
- (3) 上記(1)～(2)の成果に基づき貸与資料に示す計画書を修正するものとする。

5-2 報告書作成

検討成果に基づき報告書を作成するものとする。

6. 機能保全計画修正 [パイプライン]

6-1 機能保全計画の修正

- (1) 貸与資料に示す施設機能保全計画書において設定された対策工法及び対策シナリオに基づき算定されている機能保全コストについて、調査職員が指示する計画開始年及び単価適用年月で施工単価等の見直しを行い、再算定を行うものとする。また、機能保全コスト再算定により貸与資料に示す機能保全計画に変更が生じた場合には必要に応じて修正を行うものとする。
- (2) 貸与資料に示す施設機能保全計画書に記載されている施設監視計画について、施設健全度、重要度、性能低下予測及び調査費用の平準化等の観点から検討し、その内容に基づき施設監視計画の修正を行うものとする。
- (3) 上記(1)～(2)の成果に基づき貸与資料に示す計画書を修正するものとする。

6-2 報告書作成

検討成果に基づき報告書を作成するものとする。

7. 施設重要度評価の検討 [コンクリート構造物（線的構造物又は点的構造物）]

7-1 施設重要度評価の検討

資料調査及び現地踏査を行い、二次災害危険度、応急復旧難易度、利水影響度の観点から施設の重要度を評価するものとする。なお、対象施設の付帯構造物の評価についても、本作業に含むものとする。

7-2 報告書作成

検討成果に基づき報告書を作成するものとする。

8. 施設重要度評価の検討 [パイプライン]

8-1 施設重要度評価の検討

資料調査及び現地踏査を行い、二次災害危険度、応急復旧難易度、利水影響度の観点から施設の重要度を評価するものとする。なお、対象施設群の付帯構造物の評価についても、本作業に含むものとする。

8-2 報告書作成

検討成果に基づき報告書を作成するものとする。

9. 施設のグルーピングの検討 [コンクリート構造物（線的構造物又は点的構造物）]

9-1 施設のグルーピングの検討

施設構造、重要度評価、健全度及び変状要因などを総合的に勘案し、機能保全対策を検討するための施設のグルーピングを行うものとする。なお、対象施設群における付帯構造物についても本作業に含むものとする。

9-2 報告書作成

検討成果に基づき報告書を作成するものとする。

10. 施設のグルーピングの検討 [パイプライン]

10-1 施設のグルーピングの検討

施設構造、重要度評価、健全度及び変状要因などを総合的に勘案し、機能保全対策を検討するための施設のグルーピングを行うものとする。なお、対象施設群における付帯構造物についても本作業に含むものとする。

10-2 報告書作成

検討成果に基づき報告書を作成するものとする。

位置図

